

米軍機の低空飛行訓練に対する意見書

昨年12月から慶良間諸島、国頭村辺戸岬、本島東海岸沿岸など民間地域上空で米軍機による低空飛行訓練が繰り返されており、住民の不安と懸念は高まっている。去る3月7日、過去に部品落下や沖縄大への墜落事故などを起こしたCH53大型ヘリが、坂田小学校、西原高校近辺の住宅地上空より撮影を行い、その写真と「銃身の下景色」などの説明を公式ツイッターで投稿。批判が相次いだため、不適切なコメントだと10日には削除された。このようなことは、町民・県民に恐怖と不安を与えるもので、到底看過できるものではない。

再三の抗議・要請に対して、「訓練は安保のため重要だ」との政府の見解は、民間地域での低空飛行訓練の中止を求める県民の声を無視するもので到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民、県民の生命・財産を守る立場から、米軍機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍機の低空飛行訓練を即時中止し、飛行訓練経路等を事前に関係自治体住民に通知すること。
- 2 日米合同委員会合意に規定された日本の航空法における最低高度基準を遵守すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直して、航空法などの国内法令を原則として米軍にも適用させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3（2021）年3月23日

沖縄県西原町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長